

第8条 乗務等の記録

1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであるから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。

- (1) 10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。
- (2) 規則第3条第8項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。
- (3) 規則第8条第1項第6号イについては、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。

また規則第8条第1項第6号ロについては、集貨地点等における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、附帯作業等）及び休憩に係る時間を控除した時間（以下「待機時間」という。）が30分未満の場合は、記録を省略して差しつかえない。なお荷主の都合とは、事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、これに含まない。

- (4) 乗務記録の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

2. 第1項第2号の「その他の当該事業用自動車を識別できる表示」とは、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号等をいう。
3. 第1項第5号の「日時」とは、休憩又は睡眠若しくは仮眠を開始した日時及び終了した日時をいう。
4. 第1項第8号の趣旨は、規則第9条の3第3項の場合には、当該運転者は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を乗務等の記録において当該運転者に記録させるものである。

第9条 運行記録計による記録

運行記録計（国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計によるものに限る。）による記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

第9条の2 事故の記録

1. 記録の作成時期は、当該事故発生後30日以内とすること。記録の保存期間は、当該事故発生後3年間とすること。
2. 各号に掲げる項目の記録の内容については、「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」（平成元年3月29日付け地車第45号、地備第58号）に準ずること。このうち、第4号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を表示したものを添付することで足りる。また、第6号の「事故の概要」については、事故報告規則別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」及び「損害の程度」を記録することで足りる。
3. 記録は、事故報告規則別記様式を活用して行って差し支えない。この場合、第5号の「事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名」を付記させること。

第9条の3 運行指示書による指示等（別紙2参照）

本条の趣旨は、長期間の運行をする場合及び長期間の運行をする中で、求車求貨システム等を活用して行き先地で随時帰り荷を獲得する等により当初の運行計画が変更される場合には、運転者に対する運行指示書による指示という形態をとるとともに、その内容が変更される場合には事業者と運転者の双方が変更内容を記載することにより運行経路や運行の安全確保上必要な事項について運転者への確実な伝達を期そうとするものである。

1. 第1項及び第2項の場合には、運行中は運転者が運行指示書を携行するとともに、営業所にその写しを備え置き、運行終了後は運行指示書及びその写しを営業所において保存しなければならない。

また、第3項の運行の場合には、運転者が乗務等の記録に指示の内容を記録するとともに営業所に作成した運行指示書を備え置き、運行終了後は乗務等の記録及び運行指示書を営業所において保存しなければならない。

2. 第2項の運行の場合には運転者に対して指示を行った日時及び運行管理者の氏名についても運行指示書及びその写しに記載させること。

また、第3項の運行の場合には、運行指示書及び乗務等の記録に同様に記載させること。

3. 運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として、第2項の規定に基づき運行管理者の指示によって行わせること。
4. 第2項及び第3項の「その他の方法」の解釈については、規則第7条第1項、第2項及び第3項の「その他の方法」の解釈を準用する。
5. 運行指示書の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運行指示書に係る電磁的

記録の作成・保存を行うことができる。

第9条の5 運転者台帳

1. 第1項第6号の「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合（いわゆる第1当事者である場合）を指し、明らかにいわゆる第2当事者以下の当事者である場合は記載しなくてよい。当該運転者が第1当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第1当事者であるかどうか判断を保留する旨を付して記載させること。この場合、後に自動車保険の支払査定、示談又は裁判等の結果により第1当事者であるかどうかの判断をすることができたときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付させること。
2. 第1項第6号の「事故を引き起こした場合」には、規則第9条の2に基づく当該事故の記録の作成に併せて運転者台帳に事故の発生日時、事故の発生場所及び事故の概要（損害の程度を含む。）を記載させること。この場合、当該事故の記録の写しを添付するか、又は、事故の発生日時及び損害の程度を運転者台帳に記載し、それ以外については当該事故の記録の作成番号等容易に事故の記録を参照できるようにするための情報を記載することで代えることができる。
3. 第1項第6号の「道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合」には、通知の内容に基づき、運転者台帳に違反の種別、年月日及び場所を記載させること。
また、通知がない場合であっても、運転者が事業用自動車の運行中に道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反して処分された場合には、極力自主的に運転者から事業者へ報告させ、報告があったときには、同様に運転者台帳にその概要を記載するよう指導すること。
4. 第1項第7号の「運転者の健康状態」については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第51条の規定に基づいて作成された健康診断個人票又は同令第51条の4に基づく健康診断の結果の通知の写しを添付することで足りる。
5. 運転者台帳の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運転者台帳に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。

第10条 従業員に対する指導及び監督

1. 第1項及び第2項に基づく乗務員に対する指導及び監督は、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督指針」という。）により実施するよう指導すること。

また、第4項に基づく従業員に対する指導監督は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第4項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」（平成18年国土交通省告示第1092号）及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

2. 第1項の「主な道路」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第7項に定められた道路に限らず頻繁に事業のために通行する場所をいう。
3. 第1項に基づく指導及び監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導及び監督に使用した資料の写し等を添付するよう指導すること。
4. 第2項第1号の「事故を引き起こした者」の解釈については、上記第9条の5の解釈1.を準用する。
5. 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。）により、貨物自動車運送事業の全部又は一部の承継があった場合において、承継前の事業者で運転者として常時選任されていた者が、引き続き、承継後の事業者で運転者として常時選任される者（承継前の事業者から当該者についての運転者台帳及びこれに添付する指導監督指針第2章1から5まで以外の部分に規定する書面又はこれらの写しを承継後の事業者が引き継いだ者に限る。）については、第2項第2号の運転者に該当しない者として取り扱って差し支えない。
6. 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当する場合には、特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診させたことをもって、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。
7. 運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合には、適齢診断を受診させたことをもって、初任診断とみなして差し支えない。
8. 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当し、かつ、65才以上である場合には、特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診させたことをもって、初任診断及び適齢診断を受診させたものとみなして差し支えない。
9. 指導監督指針第2章2(2)②の「添乗等により指導する」とは、原則として、添乗により安全運転の実技を実施することを指し、安全運転の実技を実施するための場所を有する外部の専門的機関を活用する場合にあっては、添乗に代えて、ドライブレコーダーの記録により運転者の運転状況を確認し、指導することができることとする。
10. 指導監督指針第2章2(2)②の趣旨は、一般貨物自動車運送事業者等において、運行の安全の確保に必要な実技に関する指導の徹底を期するものであり、したがって、一般貨物自動車運送事業者等は、運転者の技量を見極めつつ、運行の安全の確保に支障がないと認められるまで当該運転者に対して指導を継続して実施する必要がある、20時間の実施では必ずしも十分ではないことに留意しなければならない。

11. 指導監督指針第2章3(1)②の規定に基づく指導の実施時期については、「やむを得ない事情がある場合」のほか、添乗による安全運転の実技により、一般貨物自動車運送事業者等が安全な運転に必要な技能を備えていると判断した運転者に対しては、その後の添乗による安全運転の実技に限り、乗務を開始した後1か月以内に指導を実施しても差し支えない。
12. 指導監督指針第2章5(1)の規定に基づき把握する新たに雇い入れた者の事故歴は、少なくとも過去3年間の事故歴とし、当該者が当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務するまでに把握すること。ただし、無事故・無違反証明書又は運転記録証明書の取得に時間を要する場合には、当該証明書の取得のための申請が行われたことを確認した後においては、当該者をトラックに乗務させても差し支えない。
13. 指導監督指針第2章5(1)の規定に基づき把握する事故は、事業用自動車によるものに限らないものとする。

第11条 異常気象時等における措置

「その他の理由」とは、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。

第12条 安全の確保のための服務規律

「安全の確保のための服務規律」には、法令に基づく遵守事項に加え、一層の安全の確保を図るために事業者が独自に定めた規律を含むことができる。

なお、必要に応じて、事業者が定めた規律の提出を求め、その内容について指導すること。

第17条 運転者

1. 第2号は、車両法第47条の2の日常点検の運用について、運転者自らこれを行うか又は検査係等によってこれがなされたことを確認するか、いずれかによって行わなければならない旨を規定したものである。
2. 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の双方のGマーク営業所が、運行途中において他営業所の運転者と相互に交替を行う場合は、以下に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。
 - (2) 乗務記録及び運行記録計による記録を双方の営業所で保存すること。
 - (3) (1)と(2)の取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。
 - (4) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を

改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこと。

第18条 運行管理者等の選任

1. 第1項に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。

ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、運行管理者を選任することを要しない。

なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者又は第3項に規定する補助者を兼務することはできない。

ただし、事業者が道路運送法第4条の一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第43条の特定旅客自動車運送事業の許可を受けている場合であって、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業等」という。）の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所と旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所が同一敷地内にある場合については、運行管理者は、当該営業所の旅客自動車運送事業の運行管理者又は旅客自動車運送事業の補助者を兼務することができる（兼務することができる運行管理者は、資格者証及び旅客自動車運送事業の種類に応じた道路運送法第23条の2の運行管理者資格者証を併せて有する者に限る。）。この場合、各事業の種類ごとに必要な運行管理者の選任数を満たすとともに、同一敷地内の営業所において運行を管理する運行管理者の総数は、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に応じて、より多くの数の運行管理者を必要とする種類の事業における選任数の定めを満たすこと。

また、本通達第7条1. (5)、1. (6)及び1. (7)及び1. (8)により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。

事業用自動車の両数（被けん引車は除く）	運行管理者数
29両まで	1人
30両～ 59両	2人
60両～ 89両	3人
90両～119両	4人
120両～149両	5人
150両～179両	6人
180両～209両	7人
210両～239両	8人

2. 第3項の「講習」には、平成7年4月1日以降平成19年3月31日以前に独立行政法人自動車事故対策機構が行っていた基礎講習も含むものとする。
3. 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所の補助者又は事業者が道路運送法第4条の一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第43条の特定旅客自動車運送事業の許可を受けている場合については、旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所の旅客自動車運送事業の補助者を兼務しても差し支えない。

ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。
4. 補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であつて、代理業務を行える者ではない。

ただし、第7条の点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができるものとする。
5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。
 - イ. 運転者が酒気を帯びている
 - ロ. 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない
 - ハ. 無免許運転、大型自動車等無資格運転
 - ニ. 過積載運行
 - ホ. 最高速度違反行為

第19条 運行管理者の選任等の届出

1. 運行管理者選任（解任）届出書の様式は、電子情報処理組織による届出については別添のとおりとする。

また、これによらない届出については別添の様式を例として地方運輸局において運行管理者選任（解任）届出書の様式を作成することとして差し支えない。
2. 運行管理者選任届出の際には、資格者証又はその写しの提示を求め、確認すること。
3. 法18条第3項においては「遅滞なく」届け出ることとなっているが、本条項の趣旨からみて遅くとも一週間以内には届け出るよう指導すること。
4. 本条第1項のかっこ書きの「解任以外の理由」には、資格者証の返納命令を含む。
5. 運行管理者の選任又は解任の届出を行う際には、統括運行管理者を選任している営業所については、別添の様式の例の備考欄に統括運行管理者の氏名、選任年月日を記載させること。